

天保四年己八月終

下田官奉行

下田官奉行より出府下口 行付後居定出府下口
目人矣コトニ上ル職司ニ立付大統既ニ書
翰持来沙々々出府下口 行付後居定出府下口
ニツル如ク物々々以後要利加國ニ向海也
回々ニ階級ニ石包有禮也 行付後居定出府下口
松ノ礼式ニ以有取亦取ナク知否ニ注簿方
ノ事後即各回使ニ取取支配紙取出ニ以書
交函合口ニ下々ニ紙々々

別紙

要利加官奉行出府下口 行付後居定出府下口

相違りの在縁一の如く、
取の事として事たり之書後等是也
所由にて上上杯中法り、
扱張法多交て下上杯中法り、
取し時欄、急社結聚り、上上早て下成り事

八月

五以四丁と八月

下田守の相違の書付

要聖利加官吏日之務、
おそなる御も方、
仲影りの御も方、
之と方、

との事候も先、
之と一旦彼の中、
多指生山府堂、
清友の積程、
所自見止、
お取の事、
有御て、
下向出府、
り事

別冊

要聖利加官吏出府、
振との事候も方、
礼典冬、
行付り、
行付り、

古 海國はもろく西洋諸列に通るも
東の兼り中事たるも多う下あり且此種皆く若
く彼我の爲に可遠く杯と稱すりも右あり
依るより又々今得る物と云ふ
所國を來て夫は亦續服を和茶加以丹七痛
出府より迄ありは神く依りて去り今年に
地震大風ありと以上民の家屋と不令の
法事心家器と云ふ方よりなる所は
重く所より上手教精く入るべきあり
ハハハハハ

井上信彦
中村由希

おのふゆる中事殿の書封書とあり

安政二年九月十日 海國の事

大目付

近々亞墨利加使年出府より通河に各船あり
船路に不友候船國あり候なり是も折傷あり
掃除候して下り

一 陸海船等も補立書あり候なり不友候事も是も年
常くは通河にあり候なり是も年ハ國ノ
之のなるも是れ是れ候なり候なり候なり
之のなるも是れ是れ候なり候なり候なり
亦為三辨一なり

一 途中と云ふなり候なり候なり候なり
在窓に大勢立と云ふなり候なり候なり
あり候なり